

6 不良な生活環境の解消

【目的】

市では、ごみ等を溜め込んで処理できなくなっている、いわゆる「ごみ屋敷」等について、これまで地域と行政の連携による、「見守り型（廃棄物の撤去支援等）」での支援で対応をしてきました。

見守り型の支援は、原因者が支援を拒否する場合があることや、解消までに長期間を要することなどから、支援をより実効性・継続性のあるものとするため、これまで培ってきた地域と行政の連携を活かしつつ、不良な生活環境の解消に向けた支援策及び措置を明確にし、これらを総合的に推進するための条例を制定し、平成 28 年 4 月から施行しました。

この条例を積極的に活用し、原因者が地域で孤立しないよう、地域と行政が連携しながら、支援を進めています。

【対応状況】

- ・ 条例施行以降、528 件のうち、89%（469 件）が解消しました。
- ・ 対応中の 59 件は、悪化させないため、又は、改善させるために、福祉的な支援や声掛けなど関係機関で連携して対応しています。
- ・ 令和 6 年度は、86 件対応し（うち新規案件は 26 件）、27 件解決しました。また、解決後再発防止に努めている案件を含めて 866 回現地確認を行いました。

表 7-6 不良な生活環境対応状況

		条例施行前（～平成 27 年度）			平成 28 年度～令和 5 年度			令和 6 年度		
		件数	対応中	解決	件数	対応中	解決	件数	対応中	解決
相談件数		23	3	20(4)	479	38	441(15)	26	18	8
内訳	物の堆積等	23	3	20(4)	105	11	94(6)	9	6	3
	多頭飼育	2	1	1(0)	12	3	9(0)	3	3	0
	樹木の繁茂	2	0	2(0)	222	17	205(4)	12	9	3
	雑草の繁茂	0	0	0(0)	165	12	153(5)	4	2	2
	その他	0	0	0(0)	72	3	69(3)	0	0	0
		合計								
		件数	対応中	解決						
相談件数		528	59	469						
内訳	物の堆積等	137	20	117						
	多頭飼育	17	7	10						
	樹木の繁茂	236	26	210						
	雑草の繁茂	169	14	155						
	その他	72	3	69						

※（ ）内は、令和 6 年度中に解決した内数

※複数事由の相談があるため、内訳の合計は相談件数と合わない場合があります。